（多角路線の選定）

第十条　基準点測量における多角路線（以下単に「多角路線」という。）は、基本三角点を結合する多角網を形成するよう努めなければならない。

（削る）

2　多角路線の選定に当たつては、与点の現況調査を行い、異状の有無を確認するものとする。

（選点図）

第十一条　基準点及び多角路線の選定の結果は、基準点選点図に取りまとめるものとする。

（標識）

第十二条　基準点には、標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

2　（略）

3　第一項の基準点については、点の記を作成するものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第七十七条の規定を実施するため、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（多角路線の選定） **第十条**　基準点測量における多角路線（以下単に「多角路線」という。）は、多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。 2　基準点測量における三角網（以下単に「三角網」という。）は、三角網を構成する三角形が正三角形に近くなるように、かつ、三内角を直接観測できるように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三内角のうち一内角を補角とすることができる。 3　多角路線及び三角網の選定に当たつては、与点の現況調査を行い、異状の有無を確認するものとする。 （選点図） **第十一条**　基準点、多角路線及び三角網の選定の結果は、基準点選点図に取りまとめるものとする。 （標識） **第十二条**　与点及び新設する基準点には、標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。 2　（略） 3　第一項の与点及び新設する基準点については、点の記を作成するものとする。	（多角路線の選定） **第十条**　基準点測量における多角路線（以下単に「多角路線」という。）は、多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。 2　基準点測量における三角網（以下単に「三角網」という。）は、三角網を構成する三角形が正三角形に近くなるように、かつ、三内角を直接観測できるように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三内角のうち一内角を補角とすることができる。 3　多角路線及び三角網の選定に当たつては、与点の現況調査を行い、異状の有無を確認するものとする。 （選点図） **第十一条**　基準点、多角路線及び三角網の選定の結果は、基準点選点図に取りまとめるものとする。 （標識） **第十二条**　与点及び新設する基準点には、標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。 2　（略） 3　第一項の基準点については、点の記を作成するものとする。
目次 第一章　規準、規約、定款、事業計画等に関する認可申請手続等（第一条―第四条の五） 第二章　事業計画の内容及び技術的基準等（第五条―第十条の二） 第三章　住宅先行建設区、市街地再開発事業区及び高度利用推進区への換地の申出等（第十条の二の二―第十条の七） 第四章　換地計画の認可申請手続及び内容（第十一条―第十四条） 第四章の二　指定検定機関（第十四条の二―第十四条の十三） 第五章　雑則（第十五条―第二十五条） 附則 （大都市等の特例） **第二十五条**　令第七十七条第一項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が土地区画整理事業に関する事務を処理する場合においては、第三条の見出し、第四条の五第一項、第十一条及び第十五条（見出しを含む。）中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条の二第四号中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第四条の五第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と読み替えるものとする。 2　令第七十七条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が土地区画整理事業に関する事務を処理する場合におい	目次 第一章　規準、規約、定款、事業計画等に関する認可申請手続等（第一条―第四条の五） 第二章　事業計画の内容及び技術的基準等（第五条―第十条の二） 第三章　住宅先行建設区、市街地再開発事業区及び高度利用推進区への換地の申出等（第十条の二の二―第十条の七） 第四章　換地計画の認可申請手続及び内容（第十一条―第十四条） 第四章の二　指定検定機関（第十四条の二―第十四条の十三） 第五章　雑則（第十五条―第二十三条） 附則 （新設）